

静岡県人事委員会は、静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1339

#### 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-297）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊業務)</p> <p><b>第2条</b> 条例第5条第1項の「心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度」は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第5条第1項第1号及び第5号の業務 週休日（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日をいう。以下同じ。）又は休日等（静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第14条第2号に規定する祝日法による休日等及び同条第3号に規定する年末年始の休日等をいう。以下同じ。）若しくはこれに相当する日において業務に従事した時間が4時間以上（条例第5条第1項第1号ウの業務にあつては2時間以上）に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間を超えて4時間以上（同号ウの業務にあつては2時間以上）に及ぶもの</p> <p>(2)・(3) (略) (支給額の減額)</p> <p><b>第5条</b> 特殊業務手当を支給する場合において、1日における条例第5条第1項第1号</p>	<p>(特殊業務)</p> <p><b>第2条</b> 条例第5条第1項の「心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度」は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第5条第1項第1号及び第5号の業務 週休日（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日をいう。以下同じ。）又は休日等（静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第14条第2号に規定する祝日法による休日等及び同条第3号に規定する年末年始の休日等をいう。以下同じ。）若しくはこれに相当する日 <u>（以下第5条において「週休日等」という。）</u>において業務に従事した時間が4時間以上（条例第5条第1項第1号ウの業務にあつては2時間以上）に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間を超えて4時間以上（同号ウの業務にあつては2時間以上）に及ぶもの</p> <p>(2)・(3) (略) (支給額の減額)</p> <p><b>第5条</b> 特殊業務手当を支給する場合において、1日における条例第5条第1項第1号</p>

(ウの業務を除く。)、第2号及び第5号に規定する業務の一つに従事した時間が7時間45分(従事した時間に午後10時後若しくは午前5時前の時間を含むものにあつては6時間)に満たない場合は、当該業務に対応する手当の日額に100分の50を乗じて得た額とする。

2 特殊業務手当を支給する場合において、1日における条例第5条第1項第1号ウの業務に従事した時間が7時間45分(従事した時間に午後10時後若しくは午前5時前の時間を含むものにあつては6時間)に満たない場合は、次の各号の区分に従い、当該業務に対応する手当の日額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 業務に従事した時間が、7時間45分未満4時間以上の場合 100分の50

(ア及びイの業務(週休日等に従事した場合に限る。)並びにウの業務を除く。)、第2号及び第5号に規定する業務の一つに従事した時間が7時間45分(従事した時間に午後10時後又は午前5時前の時間を含むものにあつては6時間)に満たない場合は、当該業務に対応する手当の日額に100分の50を乗じて得た額とする。

2 特殊業務手当を支給する場合において、1日における条例第5条第1項第1号ウの業務に対する手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該業務に対応する手当の日額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 週休日等以外に業務に従事した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 業務に従事した時間に午後10時後又は午前5時前の時間が含まれる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

(ア) 業務に従事した時間が6時間未満4時間以上の場合 100分の50

(イ) 業務に従事した時間が4時間未満2時間以上の場合 100分の25

イ 業務に従事した時間に午後10時後又は午前5時前の時間が含まれない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

(ア) 業務に従事した時間が7時間45分未満4時間以上の場合 100分の50

(イ) 業務に従事した時間が4時間未満2時間以上の場合 100分の25

(2) 週休日等に業務に従事した時間が4時間

(2) 業務に従事した時間が、4時間未満2時

<u>間以上の場合 100分の25</u> 3・4 (略) (実績簿) <b>第8条</b> 任命権者は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときは、当該各号に定める特殊勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。 (1) 条例 <u>第3条</u> から第7条まで及び第9条に規定する業務 様式第1号の特殊勤務実績簿 (2) (略)	<u>未満2時間以上の場合 100分の50</u> 3・4 (略) (実績簿) <b>第8条</b> 任命権者は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときは、当該各号に定める特殊勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。 (1) 条例 <u>第4条</u> から第7条まで及び第9条に規定する業務 様式第1号の特殊勤務実績簿 (2) (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。